

令和4年度 事業計画書
公益社団法人葛城市シルバー人材センター

はじめに

我が国では、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は3626万人（2022年3月総務省統計局人口推計）と過去最高となりました。総人口に占める割合は28.9%で、2025年に30.0%、2030年には31.2%になると見込まれています。葛城市においても27.9%（2022年3月葛城市統計人口）と全国的に近づく状況となる中、国の労働政策では、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、令和3年4月から70歳までの就業機会確保が企業の努力義務とされました。また、シルバー人材センターについては、厚生労働省は、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの特色や実情を踏まえた積極的な取組を強化するとしました。

その一方で、「新型コロナウイルス感染拡大」により、社会経済活動全般、また日常生活にまで制限が求められ、これまでにない状況に陥りました。当センターにおいても、当初計画していた事業の中止、感染拡大防止に伴う公共施設等の閉館などによる業務量の減少、会員自身が感染に対する不安から就業を自粛するなど、事業運営に対し大きな影響を受けました。

しかし、今年度は、高齢者の団体であるがゆえに「ウイルス感染」にはより一層の注意を払いながら、昨年度、中止となった事業についても、ウイズコロナを念頭にできる限り実施し、会員の確保、就業の拡大に繋がりたいと考えます。また、それにより、「就業を通じた地域社会への貢献」や「自身の生きがい」が感じられるシルバー人材センターの本来の姿を取り戻せるものと信じます。

令和4年度においても、会員拡大の推進を核に据え、女性会員の拡大などを中心に事業を進めます。また、会員の高年齢化、重篤事故発生防止を踏まえ安全就業に向けた取組を強化するとともに、会員どうしが互いに尊重・尊敬し合え、楽しく仕事ができる環境、センターづくりに努めます。

高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求められていることに鑑み、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためにも、早期に新型コロナウイルス感染症が落ち着きを迎えることを願いつつ、「社会の支え手」が実践できるよう、当センターは連合本部、全国シルバー人材センター事業協会及び行政機関と相互に連携を図り、次の事業を実施します。

事業計画

シルバー人材センター事業（公益目的事業）：就業等の活動機会の開拓及び提供により、高齢者の社会参加を促進する事業

1. シルバー人材センター事業（高年齢者就業機会確保事業）

（1）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

少子高齢化に伴う労働力減少のなか、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足分野等での高齢者の活躍の場を創出するため、次の事業を実施する。

① 会員の拡大

- ・ホームページ、DMハガキ、募集チラシ戸別配布など各種メディアを利用した効果的な広告を用いた入会促進
- ・「PDC Aサイクルによる目標管理」の実施
- ・一人一会員入会（クチコミ）活動の実施

② 就業機会の拡大

- ・「PDC Aサイクルによる目標管理」の実施
- ・地域ニーズの把握
- ・業務拡大制度（就労時間延長の特例制度）の活用

高齢者の就業意欲に応えるため、また、新たなシルバー人材センターの魅力として会員入会促進の一助とするために、業務拡大（就労時間延長の特例）制度を活用する。

③ 就業に関する相談

④ 教育訓練事業

会員の就業に必要な知識・技能を習得するために講習・研修会等を実施し、会員の能力向上を図る。

(2) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の趣旨の周知を図り、事業の発展・拡大及び会員の入会促進を図るために、次の事業を実施する。

① 普及啓発促進月間における「シルバーの日」（10月第3土曜日）のボランティア活動の実施

② ホームページの運営

(3) 安全・適正就業対策推進事業

センターの会員たる高齢者の安全な就業は事業運営の基本であること、シルバー人材センターは公的な目的に基づいて設立された法人で、法令遵守及びシルバー事業の理念に基づく適正な運営が求められていることから、次の事業を実施する。

① 安全就業

「安全はすべてに優先する。」安全就業は、シルバー事業の最優先課題であるため、『事故ゼロ』を目指す。傷害事故や損害賠償事故発生を防止する。
・組織をあげて取り組むとともに、「安全ニュース」を通じ、就業中の事故だけでなく、就業途上における交通事故防止や健康管理に向け、会員の安全意識啓発を図る。

- ・就業現場の安全パトロールや各種安全講習会などの実施により、会員の安全管理に努める。

- ・車輛、使用機材の点検・整備

② 適正就業（ガイドライン遵守）

- ・自主点検の実施、法令遵守の徹底により適正就業を図るとともに、請負や委任形態での受注がなじまない場合は、一般労働者派遣事業や職業紹介事業で取り扱う。

- ・ローテーション就業の促進や会員からの意見・協力を得ながら、会員への公平で適切なバランスがとれた就業機会の提供に努める。

2. 組織関係の一般事業

（1）総会、理事会等の会議の開催

- ① 定時総会

- ② 理事会（※入会希望者の早期入会を目的とした、みなし決議を含む。）

- ③ 定期監査

（2）役職員の研修

全国シルバー人材センター事業協会、奈良県シルバー人材センター協議会、奈良県及びその他団体等が開催する研修会、セミナーに参加し、正しい知識を習得することで適正な事業運営・事務処理に努める。